

苦節22年の金字塔
未成年者飲酒禁止法と
根本 正先生

併せて

禁酒運動の黎明期→発展期→戦中、戦後→現在の酒害防止運動

2014年05月25日

根本 正顕彰会総会 公開講演

(一財)日本禁酒同盟 事務局長 小塩 立吉

1. 黎明期の禁酒運動

年 代	主 な 出 来 事
1851.10.9	嘉永4年10月9日 根本 正生誕
1873(M6)	横浜の船員の禁酒会 ハーリー パークス会長
1875(M8)	横浜の日本人禁酒会 奥野昌綱会長
1885(M18)	M.C. レビット婦人 WCTU会長来日 翌年 婦人矯風会発足
1886(M19)	本願寺 善通学校「反省会」節酒、行事禁酒、禁酒同居の組織→挫折
1887(M20)	札幌禁酒会 札幌農学校クラーク博士の感化 後 伊藤一隆会長
1887(M21)	ハワイ禁酒会 安藤太郎会長 酒樽進物を文子夫人の樽割りで決心 東京麻布 安藤記念教会に花台として現存 写真別頁
1890(M23)	東京禁酒会 安藤太郎会長 根本 正副会長 当時100超の禁酒団体
1898(M31)	○東京禁酒同盟会 東京禁酒会と横浜禁酒会が合同 安藤、根本体制 ○3.15 根本 正 第5回衆議院議員選挙で当選 48才
1899(M33)	根本 正 未成年者喫煙禁止法提案 成立
1901(M34)	根本 正 未成年者飲酒禁止法を衆議院へ初提出
1905(M38)	銀座教会幹部ほぼ東京禁酒同盟会幹部の写真 會澤会長提供
1917(T6)	甲府で第1回日本禁酒同盟 第1回大会を開催



美山貫一

美山 貫一

1847.12.2～1936.7.27

○銀座協会第2代牧師

○1887(M20)美以教会

カリフォルニア青年部から
ハワイに派遣され、ここで
安藤太郎を教化入信に導く。

1936鎌倉寿福寺埋葬



安藤太郎

安藤 太郎

1846.5.3～1924.10.29

○戊辰戦争五稜郭の戦

○1885年初代ハワイ総

領事、文子夫人同伴

1888樽割り一件で禁酒

美山とハワイ禁酒会→会長

帰国後東京禁酒会会長

後初代日本禁酒同盟会長



根本正

根本 正

1851.10.9～1932.1.5

1878.5 洗礼を受ける

1879 米国留学

この頃安藤を知る

1889バーモント大卒業

根本は副会長

署名は資料館蔵。

写真は「微光八十年」より



1905(M38)年銀座教会幹部
東京禁酒会幹部多数

會澤義雄
根本正顕彰会会長提供

- 美山貫一 : 第二代銀座教会牧師、安藤太郎をキリスト教に導いた。
- 安藤太郎 : ハワイ総領事後、東京禁酒会会長から初代日本禁酒同盟 会長
- 根本 正 : 未成年者飲酒禁止法成立の立役者
- 津田 仙 : 青山学院創立者Julius Soper から受洗した。娘梅子は津田塾大創立。
- 矢島楯子 : 日本基督教婦人矯風会の会頭 東京禁酒会以降 現在に至るまで
当同盟と禁酒／酒害防止運動を共にしている。



夫人安藤文子は雑誌の挿絵の他、和紙に岩絵具で残したもので、
今も色合いを保っている。中央に根本 正が文子真筆を照明している。

日本禁酒の母安藤文子描く

昭和六年十月廿七日 根本正 八十一才

小塩完次記念日本禁酒同盟 資料館蔵



文子夫人の挿絵
婦人の友、安藤記念教会パンフ



鑑板2枚は花台に加工 安藤記念教会に現存
小塩立吉撮影2012

1887年鯨飲家と言われた安藤太郎が禁酒を決意

- ハワイに渡った美山貫一牧師から安藤太郎は洗礼を受けた。
 - すでに基督者だった根本 正は、運命的な出会いをする。
 - ハワイ総領事は、在留日本人の規律を維持する責任がある。
 - 文子夫人は、決意して進物の薦被りの酒樽二本を空けさせた。
 - さすがの安藤太郎もその剣幕と責任感から禁酒を決意した。
 - ハワイに美山貫一と共に布哇(ハワイ)禁酒会を作り、会長を務めた。
- 帰国後東京禁酒会の会長 根本副会長、後日本国民禁酒同盟初代会長

未成年者飲酒禁止法の初提出から 衆議院通過成立の軌跡 根本正顕彰会資料より

衆議院 1/2

未成年者飲酒禁止法 審議経過

NO. 1

衆議院

議会	年	法案名	提案者	衆議院	衆議院委員会名
14	明33	幼者喫煙禁止法案	根本他4	I,委(可),Iの続, II(略),III(略),可	幼者喫煙禁止法案審査特別 委員会
15	明34	未成年者禁酒禁止法案	根本他6	I,委(可),II,III,(否)	未成年者飲酒禁酒法案委員 会
16	明35	幼者飲酒禁酒法案	根本他4	I,委(可),Iの続, II(略),III(略),可	幼者飲酒禁酒法案委員会
21	明37	未成年者飲酒禁止法案	根本他1	I,委(可),Iの続(否)	未成年者飲酒禁止法案委員 会
22	明39	未成年者飲酒禁止法案	根本他2	I,委(可),Iの続(否)	未成年者飲酒禁止法案明治 29年法律第13号中改正 法律案及私設鉄道法中改正 法律案委員会
23	明40	未成年者飲酒禁止法案	根本他3	I,委(否),Iの続(否)	未成年者飲酒禁止法案委員 会
24	明41	未成年者飲酒禁止法案	根本	I,委(可),Iの続,(略), III(略),可	未成年者飲酒禁止法案委員 会
25	明42	未成年者飲酒禁止法案	根本	I,委(可),Iの続,II(略),III(略),可	未成年者飲酒禁止法案委員 会
26	明43	未成年者飲酒禁止法案	根本	I,委(可),Iの続,II(略),III(略),可	未成年者飲酒禁止法案委員 会

27	明44	未成年者飲酒取締ニ関スル法律案	根本	I,委(可),Iの続,II(略),III(略),可	未成年者飲酒取締ニ関スル法律案委員会
28	明45	未成年者飲酒取締ニ関スル法律案	根本	I,委(可),Iの続,II(略),III(略),可	未成年者飲酒取締ニ関スル法律案委員会
30	大2	未成年者飲酒取締ニ関スル法律案	根本	I,委(可),Iの続,II(略),III(略),可	未成年者飲酒取締ニ関スル法律案委員会
31	大3	未成年者飲酒取締ニ関スル法律案	根本	I,委(可),Iの続,II(略),III(略),可	未成年者飲酒取締ニ関スル法律案委員会
35	大3	未成年者飲酒禁止法案	根本	I,委(可),未了	未成年者飲酒禁止法案委員会
37	大4	未成年者飲酒禁止法案	根本	I,委(可),Iの続(否)	未成年者飲酒禁止法案委員会
40	大7	未成年者飲酒取締ニ関スル法律案	根本	I,委(可),Iの続,II(略),III(略),可	未成年者飲酒取締ニ関スル法律案委員会
41	大8	未成年者飲酒取締法案	根本他3	I,委(可),Iの続,II(略),III(略),可	未成年者飲酒取締法案委員会
42	大9	未成年者飲酒禁止法案	根本他4	I,委(可),Iの続,II(略),III(略),可	未成年者飲酒禁止法案委員会
44	大10	未成年者飲酒禁止法案	根本他5	I,委(可),Iの続,II(略),III(略),可	未成年者飲酒禁止法案委員会
45	大11	未成年者飲酒禁止法案	根本他4	I,委(可),Iの続,II(略),III(略),可	未成年者飲酒禁止法案委員会

貴族院 1/2

未成年者飲酒禁止法 審議経過

NO, 2

貴族院

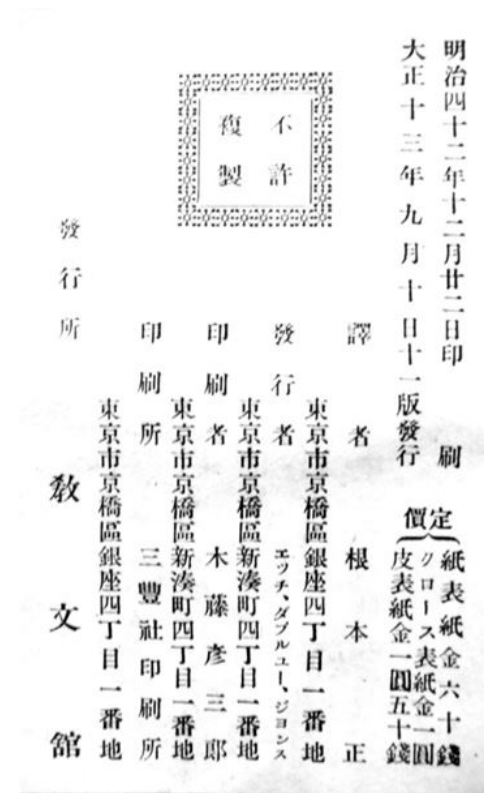
議会	年	法案名	貴族院	貴族院委員会名
14	明33	幼者喫煙禁止法案	I,委(否),Iの続, II(略),III(略),可	幼者喫煙禁止法案審査特別委員会
15	明34	未成年者禁酒禁止法案		
16	明35	幼者飲酒禁酒法案	I,委(可),Iの続(委 員会再付託),未了	未成年者飲酒禁止法案特別委員会
21	明37	未成年者飲酒禁止法案		
22	明39	未成年者飲酒禁止法案		
23	明40	未成年者飲酒禁止法案		
24	明41	未成年者飲酒禁止法案	I,委(未了)	未成年者飲酒禁止法案特別委員会
25	明42	未成年者飲酒禁止法案	I,委(否),Iの続(否)	未成年者飲酒禁止法案特別委員会
26	明43	未成年者飲酒禁止法案	I,委(否),Iの続(否)	未成年者飲酒取締二関スル法律案特別 員会
27	明44	未成年者飲酒取締二関ス ル法律案	I,委(否),Iの続(否)	未成年者飲酒取締二関スル法律案特別 員会
28	明45	未成年者飲酒取締二関ス ル法律案	I,委(否),Iの続(否)	未成年者飲酒取締二関スル法律案特別 員会

貴族院 2/2

28	明45	未成年者飲酒取締ニ関スル法律案	I,委(否),Iの続(否)	未成年者飲酒取締ニ関スル法律案特別委員会
30	大2	未成年者飲酒取締ニ関スル法律案	I,委(可),Iの続(否)	未成年者飲酒取締ニ関スル法律案特別委員会
31	大3	未成年者飲酒取締ニ関スル法律案	I,委(可),Iの続(否)	未成年者飲酒取締ニ関スル法律案特別委員会
35	大3	未成年者飲酒禁止法案		
37	大4	未成年者飲酒禁止法案		
40	大7	未成年者飲酒取締ニ関スル法律案	I,委(否),Iの続(否)	未成年者飲酒取締ニ関スル法律案特別委員会
41	大8	未成年者飲酒取締法案	I,委(否),Iの続(否)	未成年者飲酒取締法案特別委員会
42	大9	未成年者飲酒禁止法案	I,委(未了)	未成年者飲酒禁止法案特別委員会
44	大10	未成年者飲酒禁止法案	I,未了	未成年者飲酒禁止法案特別委員会
45	大11	未成年者飲酒禁止法案	I,委(可),Iの続,II(略),III(略),可	未成年者飲酒禁止法案特別委員会

※ⅠⅡⅢは読会（通常第Ⅰ回読会ののち委員会で審議され、第Ⅰ読会の続き第Ⅱ読会・第Ⅲ読会と進行する）。
 〈 〉内は結果、「略」は読会省略、〈 〉がない場合は継続審議、最終的に本会議で可決されている場合は、尾に「可」。審議途中で会期が終了している場合は「未了」。

1909(M42) 根本 正 信仰の書「日ゝの力」を翻訳出版



原書は、[DAILY STRENGTH FOR DAILY NEEDS] by Ms. Mary W. Tileston であり、帰国した後、Mrs. Elizabeth S. Allenから贈られ、多忙な代議士生活の傍ら翻訳し1909(M42)年に教文館から発行された。

1日毎の読み切りの祈祷書である。写真は、1924(T13)年の第11版であり、多く愛読されていたことが分かる。

学生廃酒同盟で活躍していた頃の小塩完次が入手し、ずっと自宅で愛読していた。

小塩完次記念日本禁酒同盟 資料館蔵

回想



(衆議院議員根本正氏演説の梗概)

たゞし、大聲は里耳に入らず、況んや世間一般の私利肉慾に反抗して、國家百年の大計を定めんとする禁酒法案の如きに於てをや、其流俗より往々迂愚の嘲笑を蒙るは、固より其分と覺悟せざる可らず、然れども又一方に

未成年者禁酒 法案提出の由 來と其現況

根本正衆議院演説の回想

- 酒屋と女郎屋は最も罪惡深重
- 留学中に深く感じて以来の宿願
- 教育を得ても→酒因での精神障害は
一家庭に留まらず國家の損失である
- これが法案提出の根源である
- 無月謝教育の必要性→別に実現
- 1900(M33)禁煙法案は1回で成立
- 法案提出前の段階が複雑困難
- 1901(M34)第1回法案提出

- 1902(M35) 衆議院は通過

- 反対者の論法 若年飲酒は望ましくはない。だが、師父の役目、法律は不要。

- 根本正の論法 飲酒する師父が果たして子弟に禁酒が教えられるか

- 法案否決も尚効用あり。繰り返す議論は教育者に責任の自覺を産む

- 1922(T11)遂に法案成立 国会規則遵守

「国の光」

No.262号

1915(T4).4.1

「回顧八十一年」
銀座教会講演録

小塩完次記念
日本禁酒同盟
資料館蔵





根本正代議士の回想記事ほか、雑誌「国の光」に挿入されている挿絵
その多くを安藤文子が描いた

1915(T4).04.01号

◎未成年者飲酒禁止法

(大正一一年三月法律第二〇號)

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル未成年者飲酒禁止法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

未成年者飲酒禁止法

第一條 未成年者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス

未成年者ニ對シテ親權ヲ行フ者若ハ親權者ニ代リテ之ヲ監督スル者未成年者ノ飲酒ヲ知りタルトキハ之ヲ制止スヘシ

營業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販賣又ハ供與スル者ハ未成年者ノ飲用ニ供スルコトヲ知りテ酒類ヲ販賣又ハ供與スルコトヲ得ス

第二條 未成年者カ其ノ飲用ニ供スルノ目的ヲ以テ所有又ハ所持スル酒類及其ノ器具ハ行政ノ處分ヲ以テ之ヲ沒收シ又ハ廢棄其ノ他ノ必要ナル處置ヲ爲サシムルコトヲ得

第三條 第一條第二項第三項ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第四條 營業者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

明治三十三年法律第五十二號ハ本法ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

附則

本法ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(參照) 明治三十三年法律第五十二號ハ法人ニ於テ租税ニ關シ事犯アリタル場合ニ關スル件ナリ

第45帝國議會で成立した「未成年者飲酒禁止法」

1922(T11)03.30法律20 貴族院の会期終了時間15分前口頭可決
博文館 新法令 1922(T11).5.20発行より

その後 改正昭和22 法律223号

改正平成11・12・8・法律151号――

改正平成12・12・1・法律134号――

改正平成13・12・12・法律152号――二十才明記 証明提示

刊増陽太

新法令

第四十五回帝國議會史

大正十一年五月二十日發行

館文博 號六第卷八十二第

第1条 満20年ニ至ラサル者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス

2 未成年者ニ対シテ親権ヲ行フ者若ハ親権者ニ代リテ之ヲ監督スル者未成年者ノ飲酒ヲ知リタルトキハ之ヲ制止スヘシ

3 営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売又ハ供与スル者ハ満20年ニ至ラサル者ノ飲用ニ供スルコトヲ知リテ酒類ヲ販売又ハ供与スルコトヲ得ス

4 営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売又ハ供与スル者ハ満20年ニ至ラザル者ノ飲酒ノ防止ニ資スル為年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス

第2条 満20年ニ至ラサル者力其ノ飲用ニ供スル目的ヲ以テ所有又ハ所持スル酒類及其ノ器具ハ行政ノ処分ヲ以テ之ヲ没収シ又ハ廃棄其ノ他ノ必要ナル処置ヲ為サシムルコトヲ得

第3条 第1条第3項ノ規定ニ違反シタル者ハ50万円以下ノ罰金ニ処ス

2 第1条、第2項ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ処ス

第4条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条第1項ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ同項ノ刑ヲ科ス

大正11・3・30・法律 20号 未成年者飲酒禁止法

前後4回の改訂が実施され、特に平成の改訂では、未成年者に飲酒を勧めた側にも刑罰。身分証明書提示を求められるようになった。

未成年者飲酒禁止法成立の経過 意義

○根本 正代議士の献身的なしぶとい提案活動により、苦節22年貴族院の厚い壁は、漸く1922(大正11)年03.30法律20号「未成年者飲酒禁止法」が貴族院を通過。

根本正代議士は、激論後も議長に一礼、ニッコリ退席。手続/礼節遵守。
1922(T11)衆議院の可決に続き、
3月25日遂に貴族院で閉会直前15分前に口頭で可決された。

○国際的背景 「米国禁酒法時代」の幕開けと同時期
米国憲法修正18条に基づき、1922年の各州の禁酒法制定

○戦後4回改訂され、若者の安易な飲酒開始を防ぐ砦となっている。
コンビニ、酒屋、レストランなどで年令確認販売の根拠。
酒瓶、缶への注意書きなどの根拠となり大きい効果。

○1923(T12)関東大震災発生帝都は灰燼に 日本国民禁酒同盟事務所も

○ 大正期の日本国民禁酒同盟の会員数は2～3万名を数えている。

貴族院の変化を第45回帝国議会議事録から探る

- 1) 貴族院に強力な支持者江原素六議員が入った。

同氏は、維新は佐幕派として抗戦。基督者となり1893(M26)東洋英和学校 (G. カックラン宣教師開設)の校長を勤めた。麻布中学校を創立の教育者。

- 2) 政府委員3名が賛成の意向を明確にした。

- 3) 反対派だった石黒忠恵(タダ川)男爵が委員会メンバーから外れ、発言無し。

- 4) 三宅秀議員(東京帝国大学医学部長、東京歯科大学学長)が反対→賛成に
9人の委員会中の反対者は1人となった。

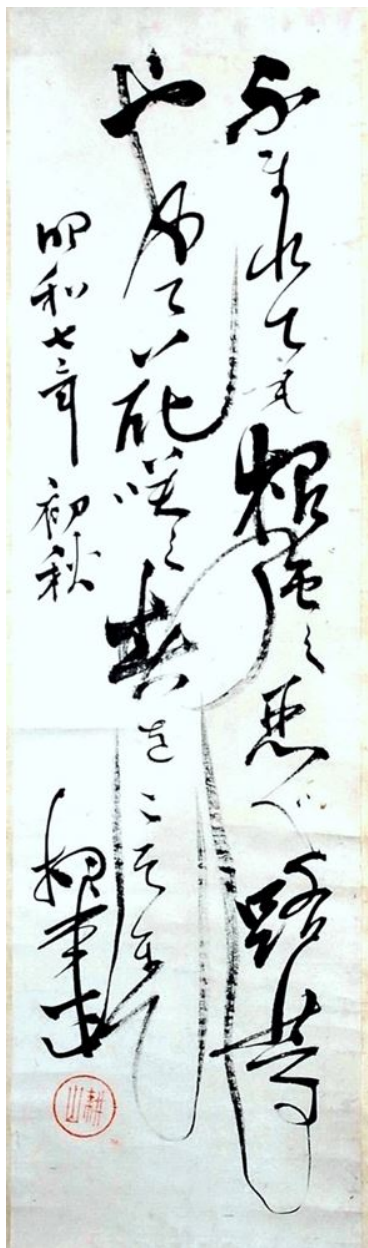
- 5) 徳川家達(イェサト)委員会議長が成立させる意を固めていた。

国務大臣床次武二郎の答弁を遮り、先回るように「同意致す考えで
ございます」、徳川宗家に養子入り、留学 議長に。他要職多数。

- 6) 1918(T7)第一次大戦終了。国際連盟に加盟。

海軍大臣加藤友三郎、幣原喜重郎男爵→ワシントン軍縮会議へ。

いわゆる 米5 英 5 日 3 で調印。屈辱の結果



7) 米国は憲法18条修正(禁酒法)下会議中酒が出されず。

数十名の全権団は驚愕した。

8) 柳田国男貴族院書記官長(兵庫県出身→長野県飯田藩士柳田家に養子、東京在住)は、小塩完次に「553と劣勢 宛行扶持(アテガイブチ)の日本は、根本さんの禁酒法を通すようにしようじゃないか」と述懐。

9) 根本正は、屈せず、勤王の水戸学を掲げ旧殿様を動かし、

10) 例え通らなくとも議会のルールに従って論戦で戦う。

支援者が氏の大変静かな態度に感服。不穏な動きを防いだ。

徳子夫人はこの法案が通るまで立候補させ一心に支えた。

田中正造は議会を去り、根本 正は議会に留まり徹底提案。

根本正伝 加藤純二著より抜粋。

ふまれても 根強く忍べ 路芝の

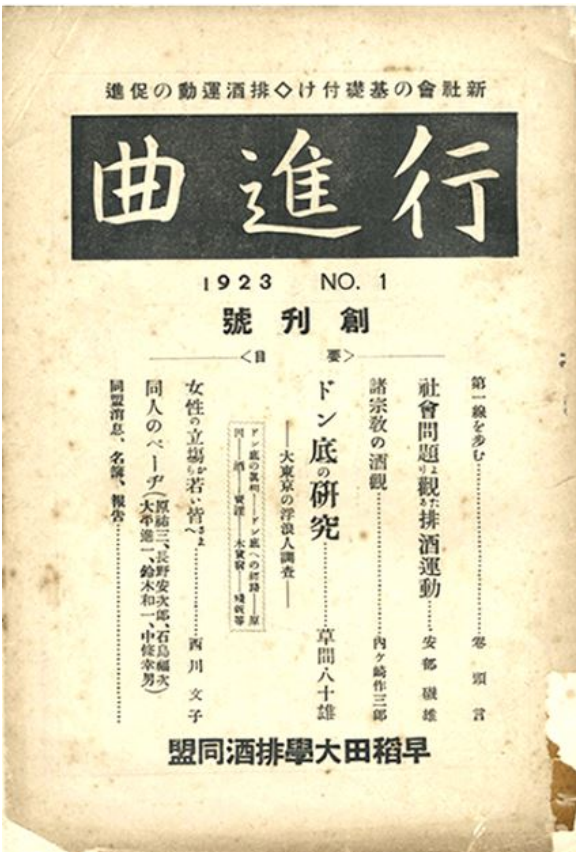
やがて花咲く 時をこそ まて

資料館所蔵掛軸

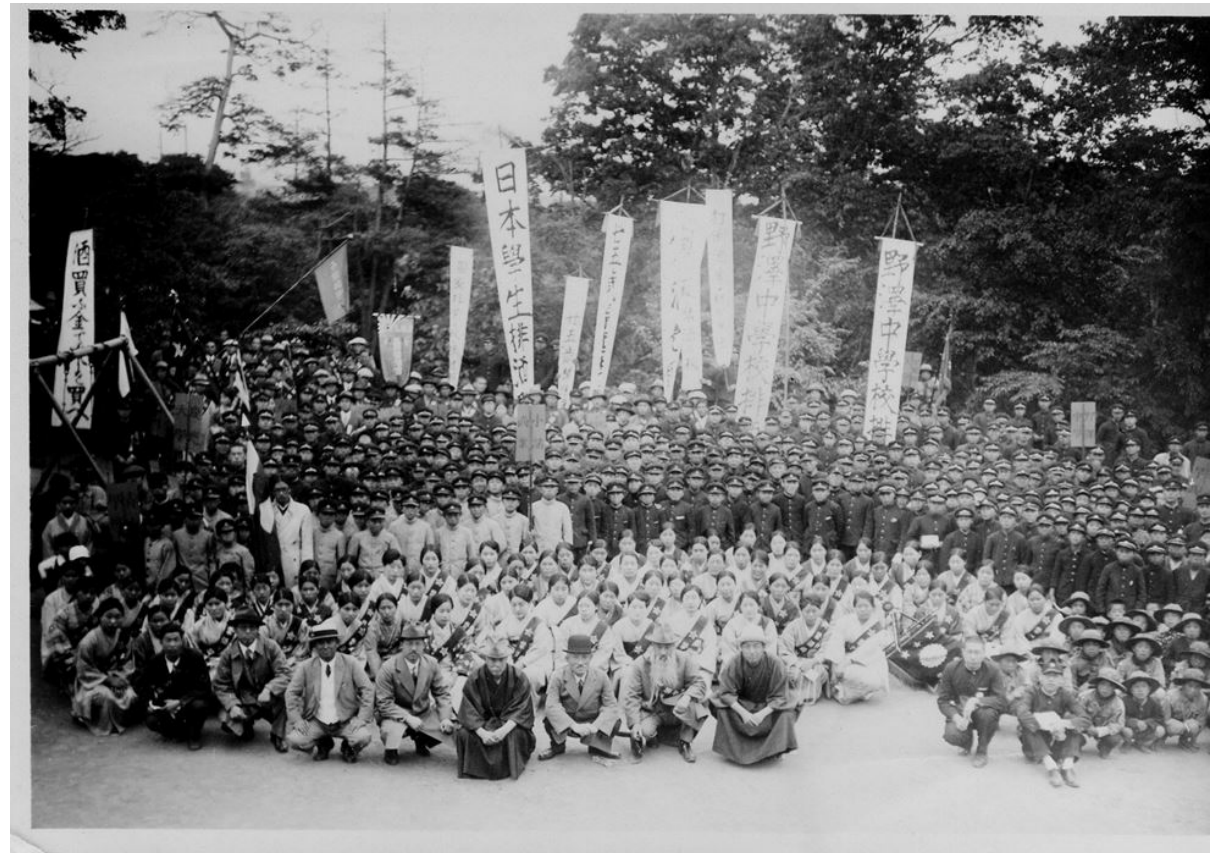
2、関東大震災を超え発展期の禁酒運動

年 代	主 な 出 来 事
1918(T6)	大阪の国民禁酒同盟会は宗教色排除を訴え脱退(仏教系)西本願寺など
1920(T9)	○京阪神地区合同達成し国民禁酒同盟となり、 全国統一(財)日本国民禁酒同盟となる。長尾半平会長。 ○米国憲法修正18条施行「禁酒法」時代 1933年迄。州法は残った。
1922(T11)	根本 正苦節22年「未成年者飲酒禁止法」貴族院の壁を破り成立 3月25日貴族院で閉会直前15分前可決。03.30法律20号施行。 (仮想敵対国の米国禁酒憲法は日本にとって影響大であった。)
1923(T12)	○関東大震災 在YMCA東京禁酒会、同盟事務所全壊滅。 ○小塩完次早稲田大在学中に安部磯雄教授の指導学生廃酒同盟 東京府内、講演会、デモ行進各大学参加
1924(T13)	○第15回衆議院選挙で無所属となり根本 正僅差で落選。
1925(T14)	○伊藤一隆会長 復興はキリスト教精神で 在YMCA事務所再開。 ○小塩完次早稲田卒業 同盟記録幹事に就任 第6回新潟大会参加。
1926(T15)	長尾半平新潟二区で最高得票当選 「25才飲酒禁止法」運動開始
1927(S2)	「25才飲酒禁止法」 衆議院は通過 しかし、、、

安部磯雄、沢柳政太郎等の指導 震災の翌年 学生廃酒同盟結成多数の学生が参加



1923 学生廃酒同盟機関紙
創刊号



上野公園に集結した数百名の学生

小塩完次記念日本禁酒同盟資料館蔵



根本 正氏 肖像

1927(S2)根本正・徳子ご夫妻 小塩完次・とよ子結婚式の仲人を

根本 正 (1851(嘉永4)10.09～1933(S8))

- 幼少で キリスト教に入信 米国に留学しバーモント大学卒業
- 茨城県第二区選出衆議院議員
 - ◇ 義務教育無償化
 - ◇ 未成年者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法制定の金字塔
 - ◇ 水郡線敷設 など数々の業績。



根本正と親交があった
日本画家高瀬五畝(ゴホ)
根本正結婚祝いの讃
小塩完次資料館蔵

松が枝の崇えける深翠
萬世までも
仰がるるかな

呉竹の
ふしの正しき

さまを見て
人の操も 斯くぞ
あるべき

目に見えぬ

梅の香を知る
鶯の

計りて歌ふ
声ぞ ゆかしき

昭和二年十一月二十六日
小塩君の結婚を祝して

根本正印



←根本 正 ご一家

水郡線開通記念
完成した銅像の前で演説する
根本正↓

「回顧 八十一年 根本正」より
銀座教会での講演の速記録

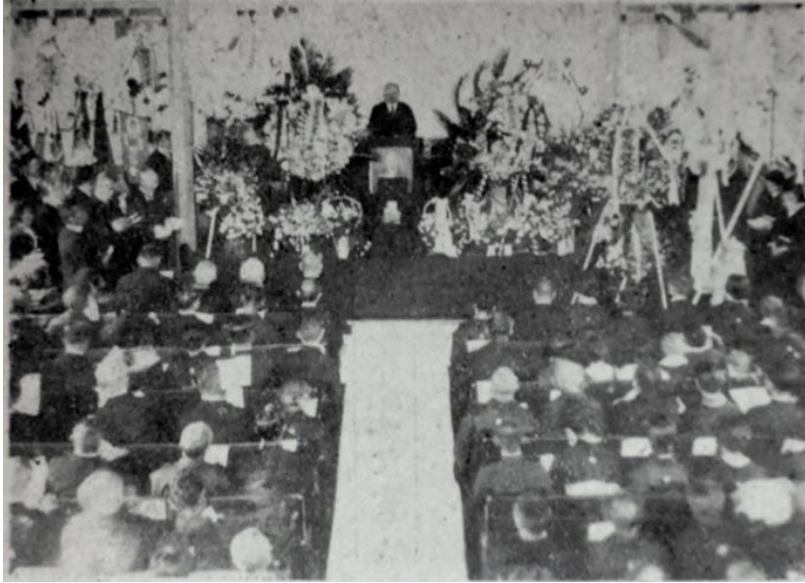
小塩完次記念「日本禁酒同盟 資料館蔵



銅像は戦時中供出された。
1968(S43)に常陸大子駅に
再建され、現在南口に設置
されている。 →

4. 昭和時代～第二次大戦中

年 代	主 な 出 来 事
1928(S3)	第3回全国大会で バッジ、今も続く標語制定、
1932(S7)	○全村禁酒村多数 津幡 美穂など 米国大恐慌余波生糸不況克服 ○第18回衆議院選挙 酒造業界露骨な運動展開 禁酒支持議員落選。 以後国会での推進力を失い、法案成立は立ち消えとなった。
1933(S8)	根本 正 永眠 享年82才
1933(S8)	○長尾半平派遣決定→若手小塩完次が文部省囑託で訪欧半年間 E.C. ヘニガー、メイ夫人と小塩ストックホルムWCTU会議、ロンドン第20回酒精問題 会議に出席。 ○満蒙開拓と禁酒運動 満州(現中国)へ派遣
1938(S14)	日本国民禁酒同盟は満蒙開拓団を慰問訪問
1939(S15)	紀元2600年記念第21回東京大会 記念禁酒歌募集有名作曲家審査
1943(18)	○第21回全国大会(住友忠隈炭鉱) 炭鉱夫規律、生産向上 禁酒報国!! ○軍需工場での規律、生産達成
	○ 禁酒報国 勝つ迄は断酒 戦争負担の陰は戦後にも影響 ○ 食糧不足で酒米減少で統制 酒どころじゃなくなり禁酒運動空振り 一方で、飲めない/飲まない家庭にも配給 飲酒も



安藤記念教会で営まれた葬儀の様
1933(S8).01.08午後1時より営まれ、
千人が拝礼したと報じている。

「禁酒の日本」1933(S8)根本正追悼号より



根本家 根本正墓所 都立青山霊園
1-イ種6号3側5番に眠る

2014.01.05 墓参会で小塩撮影

現在も同盟は、安藤太郎、根本正、伊藤一隆、潮田千勢子、津田仙
など各先達の墓所が共に同霊園にあり、毎年墓参会を開催している。



1935(S10).4.7 第14回日本國民禁酒同盟大會 横浜

金鷄輝く 日本の
栄ある光 身に受けて
今こそ祝え この朝
紀元は 二千六百年
ああ 一億の胸は鳴る



1940(S15) 紀元2600年記念 第21回日本国民禁酒同盟大会
東京青山 日本青年館



1943(S18) 住友忠隈(タヅクマ)炭鉱での第24回禁酒同盟大会
炭鉱の規律維持、増産の国策に沿った活動

背景は巨大なボタ山 今も山容を残す。



人形の胸に
「禁酒報国」の文字
日本禁酒同盟 資料館所蔵

5.戦後の禁酒運動・断酒会活動主体へ多様化

飲酒文化が根強い中で、大多数の禁酒実現は至難
個人篤志家施設、、、多数酒害者救済に至らず。長い模索。

- 規律重視への反発／脱却→民主化 価値観多様化
- 経済は豊か、醸造技術は進歩→誰でも何処でも飲酒容易に
- 1935~米国AA(*Alcoholics Anonymous*) 無名のアルコール依存症者たち
依存症者同士が励まし合い酒を止める。手法として公認。
1933年連邦政府禁酒法を廃止(州法残存)、この後AAが着目され始めた。
- 抗酒薬 吐根薬 エメチン、抗酒剤 アンタビース
- 厚生省は、アルコール依存症を病気として治療の対象に認定
国、私立病院が禁断症状を経ての治療法を模索し改善
- S28禁酒同盟AAに学び「断酒友の会」発足。断酒主体の芽

5.1 昭和20～30年代の酒害防止活動

年 代	主 な 出 来 事
1951(S26)	日本禁酒同盟 総会 根本 正生誕100年祭 日本キリスト教青年同盟会館
1952(S27) (S26講和)	4月大辻君子を禁酒特使として米国に派遣 AAの動向習得 10カ所訪問 同年同盟山室武甫エール大学の招きでAA研修に派遣 9月第24回国際禁酒会議武藤健が出席 以降1982年までに12会議出席
1953(S28)	AAに学び同盟傘下「断酒友の会」発足 上堀内秀雄 日本の最も早い断酒会
1958(S33)	1.18年同盟の断酒新生会を下司孝麿見学 後断酒互助会に改名へ 11.9. 小塩完次高知講演 AA、断酒友の会、断酒新生会状況 大刺激!! 12.5. 東京断酒新生会正式発会式。池袋信用組合 11.25日高知断酒新生会下司病院応接室で発足
1960(S35)	白菊会:大野卓子、小塩とよ子高知断酒新生会と夫を酒から守る夫人の会
1961(S36)	酒によって公衆に迷惑をかける行為の防止に関する法律 成立
1962(S37)	同盟 八丈島断酒道場を開設 児玉正孝、鷲山純一
1962(S37)	同盟の「禁酒新聞」を「酒なし新聞」に改題 酒害 <u>予防</u> 協会に名称変更
1963(S38)	11.10 高知断酒新生会5周年/全断連 結成大会 高知 はりまや橋会館 東京＋高知の断酒新生会が参画、同盟から独立へ。

禁酒同盟のバッジ



1928(S3) 未成年者飲酒禁止法成立の年
全国統一「日本国民禁酒同盟」の年に制定。

NTLOJ

Nippon Temperance League of Japan



1951(S26).11 同盟の復興を期して制定
月桂冠と鎖の色を基調に

NKD

Nippon Kinshu Doumei

当時は講和条約の締結間近の時期



1953(S28)09.12

「断酒友の会」ここに発足

春木町 禁酒同盟会館



断酒友の会討論会一お互に体験を語りあう



主催者上堀内秀雄

S28 日本初の断酒会「断酒友の会」発足

断酒友の会 ずっと活動を継続し現在に至っている。

○ 日本初の断酒会「断酒友の会」は、同盟内に1953(S28)年9月12日に東京神田春木町の同盟会館で発足した。

主導者は上堀内秀雄であり、AAを学んだ山室武甫、斉藤健が加わっていた。遣り方は米国の匿名で行うAA方式に近く、当初12ステップを採用。また、当時AA日本本部を名乗っていた。

○ 純粹禁酒とは一線を画す活動である。この意味から横浜禁酒会は同盟の取る道ではないと反発があった。

○ 1957(S32)年には、特異性もあり、同盟から離れ独自路線となった。

断酒新生会の誕生

○1958(S33)年12月5日 高知下司孝麿氏の活動と相前後して東京断酒新生会が誕生し、多くの同盟指導者が移動した。

○当初、日本禁酒同盟内に置かれた。岡田十三日、大久保勇、大野徹ら

○やがて、断酒一本の活動を行う方向に進み、高知の断酒新生会と協調断酒会活動主体の活動に向かい同盟から離反の動きへ。

禁酒同盟幹部と会員は

同盟の断酒会は やがて 断酒修養会となり現在に至る。

断酒友の会、断酒新生会、断酒修養会に3分することとなった。

断酒新生会規準

一、前文

この会は、酒をやめたい、という願いを込めたこと、これが唯一の入会の条件です。宗派、政党、身分等の別をこえ、すべての男女を歓迎します。

私共は酒に打撃って、お互いに助け合い、又、進んで同病の友を救うため義務的に努めます。或人は、アルコール中毒を定義して「身体が強く、心臓の強迫観念とが結びついたもの」と呼びました。私共は、酒にかかつては筋制を保ち得ません。一杯飲み出したが最後、トコトンまで行かないとやめられません。私共の救われる道は、根こそぎ酒を断つばかりありません。

余り先のことは考えません。「二十四時間断酒法」と呼びますが、今日一日酒に克つことが当面の問題です。どんなに欲望が強く、誘惑が激しくとも、明日まで我慢しましょう。宗教の別は問いませんが、この運動は一面宗教的ですが、無信仰者や懷疑家でも、志こえあれば一向差支えありません。

この運動では、誰も指導者職をしません。みんな平等に人の徳をたて、奉仕し合う気持で結ばれます。また非難に曝く且つ強い同志愛が働いております。米国では「五セント断酒法」と申しますが、酒に買けそうな時、または失敗した時には五セント白銅一つ電話帳に入れて助けをせうと、会員は早速とんで行って慰撫を致し、いたわり、初めに立ちかえるように助けます。

救済がつかまづいても、酒をやめたいとの願いをもつ限り、会員であり、決して見捨てません。

二、規準

一、総則

第一条 本会の名称は、断酒新生会と称します。そして、本会は財団法人日本禁酒同盟の直轄事業と定



- 1958(S33)12.05 池袋信用組合会議室東京断酒新生会発足
- 1958(S33)11.25 高知下司病院応接室で高知断酒新生会発足

1958(S33).11.9 中沢寅吉の招きで小塩完次は、高知で講演。

AAに学んだ「断酒友の会」、東京の断酒新生会への動きを紹介
これが大きい刺激となって、その後5年の胎動期。

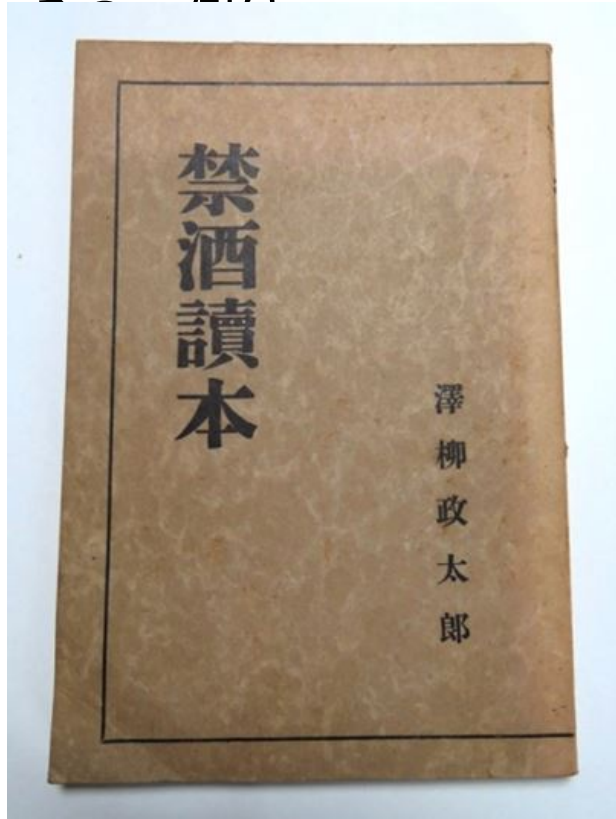


1963(S38)11.10 全断連結成大会/高知断酒新生会5周年大会

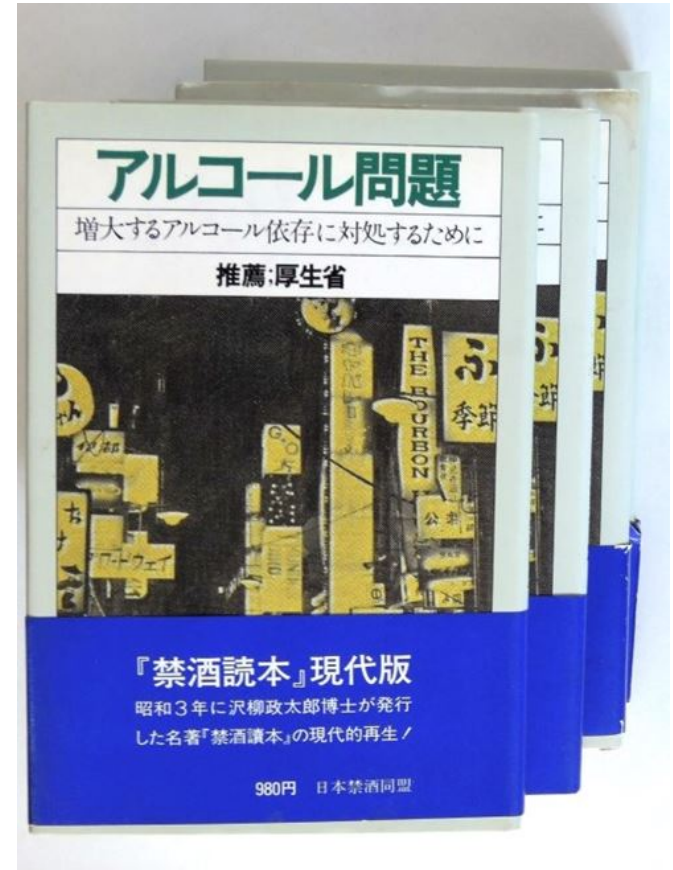
禁酒同盟と一線を画し断酒一本の活動の萌芽→やがて全国に拡大

初期の全断連の看板は岡田十三日氏宅に掲げられた。さらに、同盟は事務所を開放し松村春繁氏も頻繁に来館していた。

断酒会活動立ち上げの媒介役を果たした。同盟を軸に「対アルコール協会」としてまとめる構図を描いた。



この他にも
蓄積資料提供→



沢柳政太郎著(小塩完次 実質著作)1928(S3)の「禁酒読本」の内容を提供
近代データを取り入れた1979(S54)近代版、厚生省推奨図書。共に普及を!!

しかし、同床異夢 加盟団体は自己主張し独立の動きとなった。

5.2 昭和後半から現在の酒害防止活動

年 代	主 な 出 来 事
1964(S39)	10.5国立療養所久里浜病院アルコール病棟開設 厚生省がアルコール依存症を治療対象と認知。以後徐々に民間病院に波及 11.10 同盟山室武甫は酒害防止協会設立し離反
1969(S44)	日本対アルコール協会を設立 (同盟、全断連。酒なし運転協会) 「アルコール問題」出版 しかし上部団体の役割は期待薄に終わる。 04.05 同盟の断酒会を「断酒修養会」に改名 文京区役所別館 11.23アルコール連絡協議会→後に A S Kに 当時10団体参画
1972(S47)	日本禁酒同盟を酒害予防協会に改名 禁酒運動と断酒会活動の共存の困難さ浮き彫りに
	全断連 全国組織化進み 会員2－3万人とも 現8千名台
1976(S51)	同盟の断酒修養会 東京、上尾、中国地方各市に発展 数百人
1991(H3)	小塩完次死去、小塩玄也後継、2003加藤純二継承 2012法人改革達成
2010	WHO2010勧告 酒害の軽減、酒害対策を国が主導すべき 国際公約。 ASK加盟諸団体が「アル法ネット」作戦 国内法制定の動きが実る。
2013(H13)	「アルコール健康障害対策基本法」可決成立



1969(S44).5.4 同盟傘下の断酒会は 断酒修養会に改名

佐野弘、岡田十三日小塩完次等
後に全断連幹部に就任



1976(S51)中国地方断酒修養会 倉敷、広島 浅口市 他発足
関東地方 東京北区他数力所、上尾市、武蔵野市など



1985(S60)東京北区赤羽会館 夏期研修会



1987(S62).9.25 武蔵野市コミセン例会



1994(H6)断酒修養会 年末バザー風景



2002(H14) 日本の断酒会第49回記念例会
大辻君子、下司政代、中川正光出席

6、アルコール健康障害対策基本法成立背景と経過

時 期	出 来 事
2010	○WHO「アルコールの有害使用を逡減するための世界戦略」を決議。日本も国内法制定対応の国際的義務を負う。 ○日本アルコール関連問題学会 超党派議員連盟へ要請
2011.3.11	東日本大震災発生 種々な活動ストップ
2011.11	三学会合同構想委員会を発足させる。 (日本アルコール関連問題学会、薬物医学会、日本アルコール精神医学会)
2011.12	超党派議員連盟が基本法推進を決議
2012.05	アル法ネット設立 ○ア連協15団体(日本禁酒同盟含)が呼び掛け。ASK、全断連が事務局インターネット時代!! 共同推進意識の急速な盛り上がり。賛同団体164 ○議員連盟が参議院法制局に法案骨子案を説明
2013.11	参院内閣委員会で超党派議員連盟が草案を法律案として全会一致採択、議長提案として本会議に提出することとなった。

アルコール健康障害対策基本法 議会議決状況



衆院内閣委員会
柴山昌彦委員長



2013(H25).11.20
内閣委員会で全会一致可決



口頭で可決を告げる
伊吹文明衆議院議長



参院本会議山崎正昭議長



山東昭子議員基本法提案趣旨説明



2013.12.07 0:25電子投票
(会期2日延長) 夜半の可決

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

- アルコール健康障害対策基本法
(一〇九)
- 消防団を中核とした地域防災力の充
実強化に関する法律(一一〇)
- がん登録等の推進に関する法律
(一一一)
- 持続可能な社会保障制度の確立を図
るための改革の推進に関する法律
(一一二)

七 七 七 七 七

この本文は、平成25年12月13日官報号外第272号により公布された。ASKからのネット配付。

アルコール健康障害対策基本法

目次

- 第一章 総則（第一条－第十一条）
- 第二章 アルコール健康障害対策推進基本計画等（第十二条－第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条－第二十四条）
- 第四章 アルコール健康障害対策推進会議（第二十五条）
- 第五章 アルコール健康障害対策関係者会議（第二十六条・第二十七条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、酒類が国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いことに鑑み、アルコール健康障害対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、アルコール健康障害対策の基本となる事項を定めること等により、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、あわせてアルコール健康障害を有する者等に対する支援の充実を図り、もって国民の健康を保護するとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

アルコール基本法が目指す具体的な目標

- 1.基本法は、WHOの考え方に沿って
「アルコールの有害な使用の低減」をめざす
- 2.最新のエビデンスを基本にした対策を行なう
- 3.一次予防(発生予防)として、「教育・啓発・研修の充実」と「国によるアルコールの社会規制システムづくり」をめざす
- 4.二次予防(進行予防)、三次予防(再発予防)
として省庁横断的な「総合的で連携した対策」をめざす
- 5.地域における「関係機関の連携」を重視する
- 6.「アルコールの有害な使用」によって被害を受けた
当事者とその家族の支援対策を重視する

Hot NEWS!!



衆院憲法審議会は5月8日午後、憲法改正手続きを定めた国民投票法の改正案を賛成多数で可決した。5月9日午後、**国民投票法の改正案**は衆院本会議で可決し、参議院に送られた。(2014/05/09 15:14)→参院で成立の公算大。

この法案は、**4年以内に自動的に18才で投票権**が得られる。
今後、成人年齢20才に関連する多数の法律の見直し繰り下げが予想される。

**酒害一次予防の砦として定着の未成年者飲酒禁止法は
是非20才を維持すべきである。(参考 米国は21才)**

日本の酒害防止に今も尚燦然と輝く役割を果たす

未成年者飲酒禁止法を

足掛け22年辛抱強く提案し続け、遂に成し遂げた

根本正先生のご功績を称え、そのご遺徳を偲び

拙い講演を結びといたします。

ご清聴有り難うございました。

